十　かじき等流し網漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業

十一　東シナ海等かじき等流し網漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業

十二　かつお・まぐろ漁業　総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三　中型さけ・ます流し網漁業　総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十四　北太平洋さんま漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

十五　ずわいがに漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）

イ　第一号に掲げる沖合底びき網漁業

ロ　総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

ハ　別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号又は第四号に掲げる海域において動力漁船により固定式刺し網又はかごを使用して行う漁業

十六　日本海べにずわいがに漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業

十七　いか釣り漁業　総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

（許可の申請）

第三条　法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五　（略）

六　法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

（削る。）

（許可の申請）

第四条　法第五十二条第一項の指定漁業（以下単に「指定漁業」という。）につき同項の許可を受けようとする者は、指定漁業ごと及び船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下同じ。）ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五　（略）

（新設）

六　申請に係る船舶が、第六条の漁船の設備基準に適合する船舶であることを明らかにする書類

七　申請に係る船舶が母船である場合には、別記様式第二号による母船設備明細書